

内閣参質二一〇第五五号

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出昆虫食とエビ・カニに対するアレルギーの注意喚起の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出昆虫食とエビ・カニに対するアレルギーの注意喚起の必要性に関する質問に
対する答弁書

一について

特定原材料（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項に規定する同基準別表第十四に掲げる食品をいう。以下同じ。）又はこれに準ずるものとして「食品表示基準について」（平成二十七年三月三十日付け消食表第百三十九号消費者庁次長通知）により表示を推奨する食品（以下「特定原材料に準ずるもの」という。）については、おおむね三年ごとに全国のアレルギーを専門とする医師を対象として実施している「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」の結果を踏まえて、当該食品に該当するかどうかを判断しているところ、昆虫については、近年の当該実態調査における結果を踏まえて、特定原材料又は特定原材料に準ずるものとはしていない。

二について

米国食品医薬品局が御指摘の趣旨の情報発信を行っていることについては、認識している。

三について

学校における食物アレルギーを有する児童生徒等への対応については、文部科学省において、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（令和二年三月公益財団法人日本学校保健会作成）等を発出し、各都道府県教育委員会等を通じて各学校等に周知しているところであり、その中で、「食物アレルギーはあらゆる食物が原因」となることや、「個々の児童生徒等のアレルギーの原因となる食物を学校が把握することが取組の前提」となることを示しており、これらを踏まえ、各学校において、個々の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、適切に対応されるものと考えているが、御指摘の「昆虫食」によるアレルギー反応についても、必要な注意喚起を行ってまいりたい。